

(様式第4号)

第6回上田右岸地域協議会 会議概要

1 審議会名	上田右岸地域協議会
2 日時	令和6年10月21日 午後1時30分から
3 会場	豊殿地域自治センター 多目的ホール
4 出席者	岩佐委員、永本委員、小川委員、北澤委員、久保田委員、小林委員、駒崎委員、塩入委員、清水悟委員、清水万貴委員、橋詰委員、松田委員、宮下委員、柳澤委員、山崎委員、吉田委員、渡辺委員
5 市側出席者	【事務局】堀内市民参加・協働推進課長、田中中央地域振興政策幹、木嶋西部地域振興政策幹、横澤豊殿地域自治センター長、間宮豊殿地域振興政策幹、平田地域内分権推進担当係長、竹花地域内分権推進担当係長、石井中央地域統括幹、唐澤地域内分権推進担当主査、腰原地域内分権推進担当主査、桐山地域内分権推進担当主任 行政管理課：久保井行政改革担当係長、益満行政改革担当主査 政策企画課：上原政策企画担当係長、山越政策企画担当主査
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和6年10月30日

協 議 事 項 等

次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 温泉施設の料金改定と家族券の廃止について

(行政改革担当係長)温泉施設の料金改定については、人口減少や少子高齢化が進む中、市の財政状況が益々厳しさを増す状況の中で、施設の老朽化やエネルギー価格の高騰により、コストが増加している。利用者の皆様にも一部を負担いただけないか、という趣旨。

[料金改定の目的]

(行政改革担当係長)平成18年の市町村合併以降、料金改定を行わず運営を行ってきたところ、施設の老朽化やエネルギー価格の高騰を背景に、料金見直しの必要性が高まった。社会情勢の変化に対応出来るよう、行政が負担する部分と利用者負担に負担いただく部分の割合を基本方針に定め、定期的に見直す方針を定めた。

[改定内容]

(行政改革担当係長)基本方針を基に、温泉施設については激変緩和措置を取り、改定料金の算出を行った。回数券、年間券、半年券、家族券の中で、最も割引率の高い家族券を廃止することとした。他は割引率を維持したまま、引き続きご利用いただける。

[基本方針策定に至る経過と料金改定にかかる経過]

(行政改革担当係長)基本方針の策定については、令和元年度から行財政改革推進委員会との協議を行いながら、検討を進めてきた。新型コロナウイルスの影響から、検討が中断された時期もあるが、令和4年11月に

基本方針(案)が作成された。

12月にはパブリックコメントを実施し、ご意見を踏まえて基本方針(案)の見直しを図った。

令和5年7月には市内9ヶ所の公民館を会場に、基本方針(案)について市民説明会を開催した。説明会での意見を基本方針(案)に反映させ、11月に基本方針最終(案)を市議会全員協議会にて説明し、令和6年1月に公表した。

料金改定の経過について、基本方針を基に改定額を算出し、5月の庁議において料金改定(案)及び家族券の廃止を含む方針の決定を行い、7月の市議会全員協議会において説明を実施。その後、右岸地域協議会を含む市内5つの協議会において報告させていただいた。

10月には市議会9月定例会において、条例改正(案)を提出し、議決いただいた。広報やホームページを通じ、広く市民の皆様から料金改定のお知らせを行うとともに、それぞれの施設においても案内表示を行う。

前回9月の協議会におけるご意見について議事録を拝見した。

商工会等への温泉施設の割引券配布を見直し、値上りを抑えてはどうか、という意見について、消防団や商工会等に実施している割引券配布については、実施団体の方から、利用があった割引分の補填がされていることもあり、実質的な赤字の要因には繋がっていない。消防団員の確保が困難な状況から、団員の福利厚生充実の政策的な取り組みとして実施をしており、温泉施設の経営改善策として配布を取りやめる議論をするのは、なかなか難しい面もある。今後も施設維持していくために、市民の皆様から寄せられたご意見やアイデアを含めて検討していきたい。

(委員)改定金額は、前回配布資料のとおりということか。

(行政改革担当係長)そのとおり。現行500円のところを650円とするもの。

(2) 第三次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について

(政策企画担当係長)上田市地域自治センター条例第7条第1項において、第三次上田市総合計画の地域まちづくり方針に関して、地域協議会にお諮りしてご意見をいただくこととなっているため、今回諮問させていただく。

現在、上田市では、令和8年度から今後10年間のまちづくりの基本方針を定める、第三次上田市総合計画の策定に取り組んでいる。併せて地域ごとの特色や個性を活かした持続可能なまちづくりの方向性を示すための地域まちづくり方針も策定することとしている。

右岸地域の方針(案)について、地域協議会の皆様から諮問させていただく。答申期限は、1月の右岸地域協議会の日程に合わせ、1月20日としている。

地域まちづくり方針(案)は構成として、地域の特性、発展の方向性、取り組みの方向性となっている。ご意見を出していただき、氏名と意見を記入して、事務局に提出いただきたい。

今後の流れとしては、皆様からのご意見を整理し、12月の協議会において修正案をお諮りして、再度修正が必要であれば1月頃までに調整し、諮問への回答としてお出しいただくことを考えている。

総合計画については、総合計画審議会を組織し、市内から30名の委員さんが出席してご意見をいただいている。来年3月を目途に中間答申を行い、4月以降にパブリックコメントを実施する。その後に調整を行い、来年8月頃に最終的な形としていきたい。

今回、皆様からお出しいただく答申を内容へ盛り込み、パブリックコメントを実施したいと考えている。

最終的な公表については、議会の承認を得て、令和8年4月頃に上田市第三次総合計画という形で公表さ

れる流れになっている。

(委員) 上田市地域自治センター条例第7条第1項の規定とは、どのような規定か。

(政策企画担当係長) 上田地域の地域協議会において審議される内容が規定されており、その中の1つとして総合計画が含まれている。

上田市自治センター条例

第7条 市長等は、地域協議会の対象地区に係る重要事項の決定又は変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。

内容については規則に書いてあり、その中の1つとして総合計画が記されている。

上田市地域協議会規則

第3条 条例第7条第1項に規定する地域協議会の対象地区に係る重要事項は、次に掲げる事項とする。

(2) 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項

(市民参加・協働推進課長) 条例の中に総合計画という単語は出てこないが、第1回地域協議会にて配布させていただいた資料2に「地域協議会の概要」として、市長が諮問や意見などを聴く具体的な事項が書かれており、「基本構想及び基本計画の策定または変更に関する事項」と明記されている。

(委員) 委員から提出された意見をまとめて、会長が代表して市長に提出するということか。

(政策企画担当係長) 素案について、事務局の方でたたき台を作成しており、内容を確認してご意見を皆様からいただき、修正したものをお示ししてご了解いただけるか、再度修正が必要か、お諮りする形にしたいと考えている。

(委員) 11月までに意見との説明があったが、かなりタイトではないか。

(政策企画担当係長) 大幅な変更となると、かなりタイトになるが、事務局で作成した内容は各住民自治組織で作成した計画に沿って作っており、大幅な変更はあまりないと思っている。どれくらいご意見があるのか、方向性をたたき台から変えていくのかによっても変わってくると思うが、個々に意見を出していただき、集約して皆様にお諮りする。

(委員) 地域協議会で検討しようとしているのは、まちづくりをこれからどうするか、方向性を示すための話し合いということか。

(政策企画担当係長) 地域ごとではなく、上田市として今後10年間どのようなまちづくりをしていくか、総合計画を6月から審議会を立ち上げて議論している。その中の地域まちづくり方針(地域ごとに方向性を示す部分)について、地域協議会にお諮りしている。

(委員)地域協議会とまちづくり協議会は、やっていることは同じようで、同じでない。まちづくり協議会は熱い想いを持って取り組んでいる方々がいる。まちづくり協議会の意見を今後聞く予定はあるか。

(市民参加・協働推進課長)総合計画は、上田市だけでなく全国の自治体にあり、大体10年間の計画を冊子で作る。これまでの地域協議会での経過は、分科会を作って半年以上掛けて一言一句を直していた。地域によっては一言も変えずに回答してきた地域もあった。項目から見直して、直した地域もあった。あくまでも計画であるため、うたわれていることが全てその方向に解決していくということではない。目指すべき方向を定めるための方針。

地域まちづくり方針(案)は住民自治組織の皆さんにもご意見を聞いて作り上げており、最終的に確認も行う。原案を最終決定するのは、地域協議会の皆さんになる。内容がこのままで良ければ、そのまま「修正なし」で答申いただいても構わない。

本来は11月に諮問するとお伝えしていたが、都合により早くなってしまった。11月、12月、1月の3回の協議会で協議いただき、見直しがあれば1月には最終決定していただきたい。

最終的に判断するのは、総合計画審議会であり、議会であるが、地域協議会から出された意見は、そのまま盛り込みたいと思っている。ご意見あれば配布の2枚目の紙に記入して、次回提出いただければ、事務局でまとめてお諮りする。

(会長)次回の協議会までに内容をご覧いただき、分からないところなど確認したい。

(3) 右岸地域の住民自治組織の役割と今後の在り方について

(市民参加・協働推進課長)アンケートの集計結果をお配りしたが、事前に送付出来ず申し訳なかった。

右岸地域及び左岸地域協議会委員の回答をまとめたものになっている。合計で36名の方に回答をいただいた。

○自治会について

(市民参加・協働推進課長)「1 現在、自治会員になっていますか。」の設問について、ほとんどの方が自治会員であり、現在または過去に役員をやったことがある方が多かった。

「2 自治会の必要性・重要性は感じていますか。」の設問について、ほとんどの方が「はい」の回答であった。回答例としては、「地域を知るきっかけ」、「地域のコミュニケーションの橋渡し」、「コミュニティの再構築」、「孤立を防ぐ役割」、「高齢者支援やみまもり活動」、「防犯・防災活動」、「ごみ収集や環境美化」などが挙げられた。

「3 自治会の活動(行事など)はコロナ後や時代の変化とともに変わる必要・減らす必要があると感じるか。」の設問について、「はい」が26名、「いいえ」「よく分からない」が5名ずつとなった。理由として、「男女問わず仕事をもっており、昔ほど行事に参加できない」、「人口減少、定年延長等による役員の担い手不足」、「最低限の行事や飲食への見直しが必要」、「ICTの活用による合理化・会議のオンライン化による参加環境の整備」、「コロナ禍の前後で行事が減った」、「時代のニーズが変わった」などが挙げられた。

○住民自治組織について

(市民参加・協働推進課長)「1 住民自治組織の名称を聞いたことがありますか。」の設問について、「はい」が34名と大半を占めた。

「2 住民自治組織によるイベント等に参加したことがありますか。」の設問について、「はい」が28名、

「いいえ」が8名であった。参加したきっかけは、「住民自治組織役員等」が最も多かった。参加しない理由については、時間がない、内容が分からないなど。

「3 住民自治組織の活動について知っていますか。」の設問については、「はい」が多く32名、「いいえ」は3名となった。

「住民自治組織の活動で良いと思う点、改善が必要だと思う点は何ですか。」の設問については、「何をやっているのかをはっきりと広報してほしい」、「自治会単独では出来ないことが、集合団体として活動できる」、「子どもの育てやすいまちづくりを行っている」、「役員が自治会と重複しており負担軽減になっていない」、「行政ではできない地域の問題や案件の解決に有効」などが挙げられた。

「活動を知っていただくために、何をすることが必要だと思いますか。」については、20名に回答いただいた。回答例として、「ホームページや広報誌の回覧」、「SNSの活用」、「行事に参加してもらおう」、「活動を知ってもらえるようなイベントの実施」、「働き盛り・子育て世代にも関わりやすい工夫」、「もっと子供達の参加があっても良い」などが挙げられた。

「4 今後、自治会と住民自治組織の連携や役割分担が必要だと思いますか。」の設問については「はい」が多かった。

「5 住民自治組織に担っていただきたい分野・活動はありますか。」の設問については、「はい」が18名である一方、「よくわからない」が14名と多かった。

別紙に「自治会・住民自治組織に関するアンケート」をご用意した。先週、左岸地域協議会を開催したところ、市民の皆さんにアンケートを取っていくのであれば、今回のアンケートでは字が小さくて答えにくい、とのご意見を受け、改良したアンケートを作成した。

直す部分などあればご意見をいただき、次回11月にお知り合いの方にアンケートをお配りいただき、返信用封筒で回答をいただきたい、と考えている。

以前の協議会にて、お一人あたり10人への配布目標を立てたが、人数は決めない。知り合いが居なければゼロでも構わない。

(委員)アンケートの対象は世帯主か。子どもの回答についてはどうか。

(市民参加・協働推進課長)決まりはないが、自治会や住民自治組織のことを全く知らない子どもに聞いても、「知らない」の回答になる。自治会や住民自治組織の役割分担のヒントをいただくためにアンケートを行っているので、知っていそうな方をお願いしていただきたい。

(委員)アンケート用紙や返信用封筒はどうするか。

(市民参加・協働推進課長)次回、内容を確認いただいたうえで、事務局で集約してもう一度アンケートを作る。お一人10枚分の封筒と用紙をお配りする。

(会長)次回、アンケート内容や対象者についてご意見いただきたい。

(委員)そういうことだとしたら、19歳以下の選択肢はなしで20代からでも良いのではないか。会長は高校生と接しているが、どう思うか。答えられそうか。

(委員)19歳以下は不要、と意見を出せば、次回までに調整・修正してくれるということではないか。

(市民参加・協働推進課長)他地域も、19歳以下を入れてしまっており、大学生などに配っていただく方もいるかもしれないので、入れておいていただきたい。

(会長)またご意見あれば次回に伺いたい。

(4) その他

(市民参加・協働推進課長)水道広域化について、上田市の将来を決める非常に重要な決断を迫られている。前期の右岸地域協議会で検討いただいた内容であり、次回、担当課が説明に来る予定になっている。

意見を言えるように事前に勉強したい。過去の意見書の内容においては合併に反対しているわけではないが、きちんと上田市民の得になり、将来に損をしないため、研究して説明を尽くして欲しい、と意見書には書いてある。

配布資料について事務局より説明させていただく。

(地域内分権推進担当係長)令和4年度に1回目の意見書を提出し、令和5年度に2回目を提出した。

1回目の概要は「次世代の上田市民にとってどれ程のメリットがあるか、現在のシミュレーションの内容を十分に検証すると共に、住民に対する説明責任を果たし、重大な決意を持って検討に臨むよう期待する。」という意見で締めくくっている。

対する回答は、「市の将来の重要な政策決定に関わることから、第三者の専門家や上田市上下水道審議会、市民の皆様のご意見を伺う中で、上田市議会とも相談しながら方向性を見出してまいりたい。」というもの。

2回目の概要は「人口減少による減収など、下水道も含めて上田市の持続可能性をどうするか？本質論を飛び越えて水道広域化をするか、しないか、迫られている状況と受け止めている。結果的に上田市民の間で議論が深まらないまま、既成事実だけが積み上がった挙句の広域化になってしまうのではないかと懸念している。」というもの。

対する回答は、「令和6年度から任意の協議会が立ち上がっており、詳細な協議を開始する。協議の状況は広報うえだやホームページ等により発信し、協議の状況を踏まえて再度、市民説明会を開催予定。今後もご意見を広く聞き、市民意見を反映した形で最終判断できるよう努めてまいりたい。」という回答であった。

回答にもあった市民説明会が、12月5日城南公民館を皮切りに、各公民館にて開催予定になっている。右岸地域協議会には、水道局の方から来月11月18日に説明予定になっているが、市民説明会の方にも参加いただければありがたい。

(委員)水道事業については、ここで協議するということか。

(市民参加・協働推進課長)市の示す資料に対して、意見をいただきたい。

(委員)資料にはシミュレーションの数字が全く出ていない。これで検討は出来ないのではないか。

(市民参加・協働推進課長)もし来月の説明だけで足りないようであれば、再度、地域協議会に対する説明を設けて欲しい、という意見を出してもらってもいい。

4 事務連絡

次回 第7回開催予定

日時 11月18日(月)午後1時30分から

場所 中央公民館

5 閉会